

〈令和8年4月施行〉 改正GX推進法のポイント整理と 中小企業への影響



株式会社フルハシ環境総合研究所
研究員 中村 晟一郎

中村 晟一郎（なかむら せいいちろう） 修士（生物資源環境学）。EcoVadis認定コンサルタント。エコステージ評価員。入社以来、主にLCA/CFP分野の支援、情報開示（TCFD/CDP/EcoVadis）支援、環境戦略コンサルティング、サーキュラーエコノミーに関する調査業務に従事。LCA、カーボンニュートラルに関するセミナー登壇や、大学・研究機関との共同研究多数。

第217回通常国会で可決成立し、2025年6月4日に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（所謂改正GX推進法）」のポイントを整理し、中小企業への影響を考える。

■改正GX推進法の概要

改正GX推進法は、2023年に成立したGX推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）を改正する法律である。

原法のGX推進法はわが国の2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立を推進するための施策であり、10年間で150兆円を超える官民のGX投資を行うため、①GX推進戦略の策定・実行、②GX経済移行債の発行、③成長志向型カーボンプライシングの導入、④GX推進機構の設立、⑤進捗評価と必要な見直しを法定した。特筆すべきは③成長志向型カーボンプライシングの導入であり、「化石燃料賦課金」を創設し、2028年度から、化石燃料採取者等が「原油等」を移出・引き取りする際のCO₂量に応じた賦課金を経産大臣が徴収する仕組みとされた。

今回、脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するために、成長志向型カーボンプライシング構想を具体化する

ためのカーボンプライシングと、GXを推進する柱の一つとなるサーキュラーエコノミーの実現に向けた制度の基盤を整備するため改正が行われた。

改正GX推進法のポイントを図表1にまとめた。

なぜサーキュラーエコノミーが改正GX推進法に追加されたのか

今回の改正GX推進法では、カーボンニュートラルに加えサーキュラーエコノミーの観点が追加された。もともと、日本政府は2050年のカーボンニュートラルを目指し、省エネ、創エネ、再エネ調達を推進し、省エネ法の整備や再エネ賦課金等さまざまな政策が実施されてきた。これは、省エネ、創エネ、再エネ調達を行うことがカーボンニュートラルと直接紐づくため（化石エネルギーの消費を減らせば排出されるGHGも減る）である。一方で、サーキュ

改正の柱		項目	内容
①	排出量取引制度（GX-ETS）の法定化・義務化	主な改正点	・一定規模以上（10万ト）の事業者に参加義務 ・当面は無償割当を基本 ・翌年度の実績報告＋実績と同量の排出枠保有義務 ・価格安定化（参考上限取引価格/調整基準取引価格） ・上振れ時：未償却相当負担金の金銭措置 ・下振れ時：機構による買入れ等の安定化措置 ・MRV ¹⁾ ：登録確認機関による確認が必須 ・口座簿（法人等保有口座）の整備 ・年次サイクル：翌年1/31までに必要量保有→自動償却
		スケジュール	・2026年度（令和8年度）開始 ・基準価格は年度ごとに設定・公表
		企業への影響（主に大企業）	・対象判定（Scope1年平均が政令基準以上か） ・MRV体制（確認機関の確保／データフロー整備） ・口座開設（法人等保有口座） ・年次運用（割当→報告→1/31保有→償却） ・不足時対応（市場調達 or 未償却相当負担金） ・価格監視（基準価格の年次公表をモニタリング）
②	資源有効利用促進法の改正（サーキュラーエコノミー）	主な改正点	・再生資源利用の義務化（指定製品＋計画提出・定期報告） ・環境配慮設計（エコデザイン）認定制度 ・高回収目標の認定事業者に廃掃法特例（許可不要の範囲） ・CEコマース（シェアリング等）の位置づけ・基準
		スケジュール	・2026年度以降、政省令・告示で具体化/段階導入
		企業への影響（主に大企業）	・製品影響評価（指定製品該当性の見立て） ・再生材利用計画と回収・再資源化スキーム設計 ・設計審査フロー（解体容易性・長寿命化等） ・CEコマース適合（再流通・シェアリングの運用基準）
③	化石燃料賦課金の執行規定の具体化	主な改正点	・2028年度から適用 ・申告・納付期限（属する月の翌月末等） ・滞納処分の規律 ・国外不使用燃料の減免 ・移出みなしの取扱い
		スケジュール	・2028年度（令和10年度）適用開始
		企業への影響（主に大企業）	・関係スコープ特定（輸入・採取・保税引取など） ・月次申告プロセスと期限管理 ・減免/還付要件の確認と証憑整備 ・価格転嫁方針と原価・税務処理ルールの整備
④	GX分野への財政支援（GX移行債×税制）	主な改正点	・脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入を、GX分野の税額控除による一般会計減収の補填に充当可
		スケジュール	・公布後、年度予算・政省令で順次運用
		企業への影響（主に大企業）	・投資計画の前倒し（資本コスト低減を織り込む） ・戦略レベルの案件化（省エネ・電化・水素・合成燃料等）

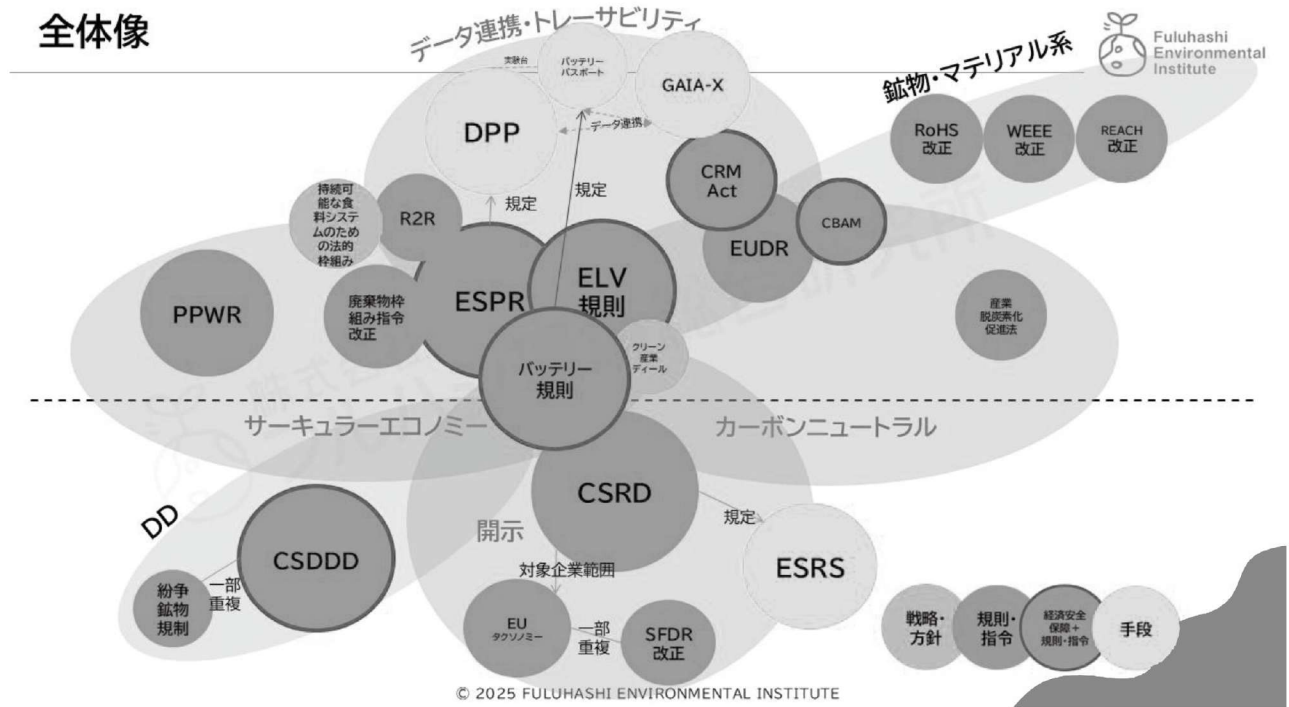
¹⁾ CO2排出量等の監視・報告・検証制度

図表1 改正GX推進法によるGX推進法の主な改正ポイント

ラーエコノミーは主に公害防止の観点から3R（リデュース、リユース、リサイクル）関連の政策が実施されてきており、政策としてカーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーの連携はほとんど見られなかった。しかし、EUでは再生可能エネルギーへの転換で削減できるGHG排出量は55%程度にとどまり、残りの45%のGHG排出量削減には製品や原材料自体の循環が必要との認識から、2015年頃より長寿化やシェアリングを含めた3Rにとどまらないサーキュラーエコノミー関連の

法令	主な対象・目的	企業の対応
エコデザイン規則 (ESPR)	ほぼ全ての物理製品（部品・中間材含む）が対象（食品・医薬品・一部車両等は除外）。耐久性・修理性等の面で設計改善。	DPP（デジタル製品パスポート）指定製品はDPPがないと上市不可/売れ残り製品の破棄規制（衣料・履物は大企業2026/7/19～、中規模2030/7/19～）/廃棄実績の年次開示（大企業は2024/7を含む年度分から翌年度に）。
修理する権利指令 (R2R)	付属書IIの修理可能性要件がある製品（家電、電子ディスプレイ、携帯・タブレット、サーバー等）。目的は修理の促進・早期廃棄の抑制。	合理的期間・価格での修理提供/典型修理の参考価格をWeb公開/スペア・工具を合理的な価格で提供、独立修理の妨害禁止・第三者修理歴のみでの拒否不可/保証期間内に修理選択で保証+12か月。
包装・包装廃棄物規則 (PPWR)	全ての包装・包装廃棄物が対象。廃棄物削減、2030年までに全包装を経済的に実行可能な方法でリサイクル可能に、再生プラ使用拡大。	上市要件：懸念物質制限、リサイクル設計（2030～）・大規模リサイクル対応（2035～）、リサイクル性能等級A/B/C（2038～はA/Bのみ）/再生プラ最低含有率（2030/2040で段階設定）/DRS：≤3LのPETボトル・缶を2029までに分別収集90%/過剰包装の最小化（空き容量上限など）。

図表2 近年発効されたEUにおけるサーキュラーエコノミー関連法令の例



図表3 筆者が2024年の自社セミナー「EU発サステナ規制の波紋CSDDD・ESPRから考えるCFP・CEの対応」で書き下ろした図

法律が数多く議論、施行された。

具体的には、**図表2**のような法令がEUのサーキュラーエコノミー関連法令としてすでに発効された。

この他にも、**図表3**のように近年のEUの法令はサーキュラーエコノミーやカーボンニュートラルのみならず、その他の分野が重なり合った状況にある。

上記のような世界的な潮流（特にEU）を受け、日本政府としてもカーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーの連携は必要不可欠であると認識し、改正GX推進法の中にも組み込まれた。

■その他の背景

前述のサーキュラーエコノミー関連の世界的な潮流の他に、下記のような背景もGX推進法を改正する要因となった。

①目標の引き上げと

「投資の予見可能性」を
法で担保する必要

日本政府は、2050年カーボンニュートラルの実現に加え、2035年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で60%削減、2040年度に同73%削減する新たな中間目標を設定した。これらを盛り込んだ新しいNDC（国が決定する貢献・パリ協定に基づき各国が提出する温室効果ガス削減目標）を、2025年2月18日に国連気候変動枠組条約（UN

CCC）事務局へ正式に提出している。これに伴い、中長期での投資の見通しと規制設計の明確化が急務になった。

②通商・競争ルールの変化への実務対応 （CBAM・グリーン産業政策等）

EUのCBAM（炭素国境調整メカニズム）が2026年から本格施行（2023～2025年は移行期・排出量報告）する。日本からEUへの輸出に炭素コストが課され得るため、国内でも信頼できるMRVと排出量取引（GX-ETS）の整備・価格シグナルの確立が不可欠になった。

■中小企業への影響

図表4（改正GX推進法によるGX推進法の主な改正ポイント）では改正GX推進法が与える一般的な影響を示す。ここでは改正GX推進法が中小企業へどのような影響を与えるかを述べる。

すでに**図表1**（改正GX推進法によるGX推進法の主な改正ポイント）に示したように、改正GX推進法の要件はわが国において、これから導入もしくは検討される。しかし、これまでの環境関連法令の成立過程を考慮すると、具体的な要件の決定は国際的な合意や相互運用性の確立度合いに強く依存すると推測できる。すなわち、EUの政策、ISO、GHGプロトコル等で国際的なルールが固まっ

改正の柱		中小企業への影響
①	排出量取引制度（GX-ETS）の法定化・義務化（2026年度～）	・取引先からの排出データ・削減目標の提出要請への対応 ・排出枠価格の変動や賦課金の価格転嫁を織り込んだ原価・見積・契約見直し検討
②	資源有効利用促進法の改正（サーキュラーエコノミー）（2026年度～）	・OEMや大手機器メーカー等からの再生材含有率・設計要件に対応した設計・購買・品質の改訂 ・回収スキーム（引き取り・再資源化パートナー）の共同構築
③	化石燃料賦課金の執行規定の具体化（2028年度～）	・電力・燃料・輸送コストの上昇（転嫁）を見越した価格・在庫・調達契約の更新 ・省エネ・電化投資の前倒し検討（費用対効果の再計算）
④	GX分野への財政支援（GX移行債×税制）（順次開始）	・顧客のGX投資拡大に伴う受注機会の把握・提案 ・共同申請/連携案件への参画

図表4 改正GX推進法が与える中小企業への影響

ている領域の場合、国内の政策や制度は導入や運用が比較的スムーズに進む。しかし、国際的整合が見通せない領域の法

令を一から作成し成立させる場合、各省庁間の合意形成や手続きに時間が掛かり、法律の具体化やガイドラインの策定が後ろ倒しになる可能性がある。

改正GX推進法の中で構築する排出量取引（GX-ETS）は既存のETS（EUのETSであるEU-ETS、オセアニア地域のETSであるNZ-ETS等）との親和性が高く、2026年度開始というロードマップのもと詳細が比較的小ムーズに詰められる可能性が高い。ただし、排出量取引（GX-ETS）はデジタル製品パスポート（DPP）ひいてはウラノスエコシステム（企業・業界・国境を越えて、信頼できる形でGHG排出量をはじめとしたカーボンニュートラル関連のデータ、再生材含有率をはじめとしたサーキュラーエコノミー関連のデータ、その他の製品の安全性に関するデータ等）をやり取りできるプラットフォーム（フォーム）とも関連するため、DPPやウラノスエコシステムの進捗を確認する必要がある。

■サプライチェーン上でのデータ連携の準備

改正GX推進法では要件の詳細が決まっていない部分が多くあるが、その要件の大部分が主に大企業へ直接的な影響を与える。改正GX推進法が成立しても詳細が決まっていない要件が大部分を占

める現状でさえも、中小企業が行うべき準備はある程度見通すことができる。以下で、中小企業が行うべき現段階での準備について述べる。

図表1（改正GX推進法によるGX推進法の主な改正ポイント）を見ると、大企業はGX-ETSやサーキュラーエコノミー関連の指標／要件の管理、さらにはCBAM対応を見据え、中小企業を含めたサプライチェーン全体からGHG排出量やサーキュラーエコノミー関連のデータを継続的に収集・検証する体制を整備することが不可欠である。手段としては次の3種類が考えられる。

- ① S A Q (Supplier Self-Assessment Questionnaire) による一斉ヒアリング
- ② C D P や E c o v a d i s 等のデジタルプラットフォームへの登録・回答要請
- ③ ウラノスエコシステム上でのデータのやり取り

①は従来多くの大企業が行ってきたデータ収集の方法で、主にE x c e lを用いてサプライチェーンの担当者に今回の改正GX推進法に関わるような項目を含めたCSRの質問への回答を要請し、データ収集を行うつつ、対象企業へ自社のCSR上の立ち位置の認識を促したりするものであった。

この方法は大企業にとって、サプラ

イチェーン上の多くの企業に対し、独自の質問を設定し、質問票を各企業に送付し、期限までに回答を要請し、回答が来たら回答内容を評価するといった、多くの工数を要するものである。さらにサプライヤー側の企業としては自社が多くのサプライチェーンに入っている、各サプライチェーンで独自のフォーマットがあり、自社の収集データをそれぞれのフォーマットに転記する必要がある。

上記のようなS A Qによるデメリットを軽減するために大企業は近年、②のようにC D P や E c o v a d i s 等のデジタルプラットフォームを用いてデータ収集をすることが増えている。メリットとして大企業、サプライヤー企業ともに業務量が軽減されることが期待されている。デメリットとして大企業側プラットフォーム登録料がかかる点がある。

中長期で見ると③のウラノスエコシステムが整備されれば、数値評価システムを除くデータ連携システムの大部分が①および②からウラノスエコシステムへ移行すると考えられる。

中小企業がサプライチェーン間連携の流れに遅れを取らないために、必要なデータを準備し、すぐに取り出せる体制をつくる必要がある。図表4（改正GX推進法が与える中小企業への影響）以外で中小企業が具体的に行うべき行動は次の通り。

■カーボンニュートラル分野での対応

① Scope 1・2の算定を

現段階で完了する

対象組織境界（拠点・子会社を含む）、運用境界（固定燃焼・移動体購入電力等）、算定期間、基準年を定義し、エネルギー量（燃料購入量、メーター値、請求書等）から活動量を確定し、排出係数は国公的ソースおよび契約先の係数（電力会社の実排出係数等）を優先適用する。将来の第三者確認や顧客のレビューを想定し、証憑（請求書・計量記録）を活動量単位で紐付けられる状態にしておくが良い。

② 属人化を防ぐ収集・承認フローを組織化する

「誰が・いつ・どこから・何のデータを提出し、誰が算定し、レビューするか」を明確化する。担当者が替わっても引継ぎがスムーズにいくように、手順書などを整備し属人化を抑制する。

③ データを整備し、

固有の収集フォーマットに
即応できるように準備する

特にSAQは企業ごとに項目定義や単位が微妙に異なるため、社内の算定結果を活動量、係数、排出量、単位、場所、期間、証憑などが分かるようにし、単位

変換（kWh→MWh換算等）がスムーズにできるようにすると良い。

■サーキュラーエコノミー分野での対応

サーキュラーエコノミー分野でも同じようにSAQやEcoVadis、ウラノスエコシステムでの対応が必要になると想定できる。

特にサーキュラーエコノミー分野で課題として挙げられる「原材料としての再生材」の分野では、現状、手元にある原材料の中にどのくらい再生材が含まれており、どこからどのようなルートで来たものなのかを判別することが困難であるため、データ連携システム（ここではウラノスエコシステム）でデータのトラッキングが必要であり課題となっている。

ウラノスエコシステム上でデータ連携をする必要が出てくるのは中長期のタームであると筆者は推測しているが、将来は確実に行わなければならない作業であるため、先に準備をしておく方が良い。具体的に行うべき行動は次の通り。

① 取引先への再生材使用の交渉を検討する

現在自社製品に再生材を使用していない場合、まず再生材の使用を検討するため取引先や再生材供給企業と交渉する必要がある。ただし、これは自社製品の品質や価

格に直結するためかなりの障壁がある。しかし再生材の使用も長期的にみれば必要になる可能性が高い。そのため今の段階から交渉し、長期契約することで結果的に再生材の仕入れ価格が下がったり、競合企業との差別化になる可能性もある。

② 再生材の含有率と製品情報を紐づける

すでに製品に再生材を使用している場合、製品情報と再生材の含有率、原材料としての再生材純度やグレードを確認し、データを紐づけておくとうラノスエコシステムが日本に導入されてもスムーズにデータ移行できる。

改正GX推進法は、2026年度ごろからカーボンニュートラルおよびサーキュラーエコノミーの各分野で施策が始まった要件が検討される。直接的な影響は大企業が中心となるが、将来的（中長期）には中小企業にも影響を与える。現在、改正GX推進法の各要件は国際的な動向に合わせて進捗を進めているため未確定の部分も多く、急激な動きとはなっていないが、先に動かなければある日突然要件に対応することとなり、その際の突発的なコスト増や取引先からの要求に応えなければならなくなる可能性がある。先へ先へ動ける企業は法律や取引先からの要求を自社製品の強みへ変える猶予ができる。企業の大小にかかわらずデータを準備し、整理しておくことは「準備」として必要であり、重要である。